

衆議院 逓信委員會 議錄 第六号

昭和六十一年四月三日(木曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 宮崎 茂一君

理事 関谷 勝嗣君

理事 吹田 惺君

理事 田並 胤明君

理事 西田 八郎君

理事 足立 篤郎君

理事 近藤 鉄雄君

理事 近岡理一郎君

理事 浜田卓二郎君

理事 渡辺 紘三君

理事 武部 文君

理事 竹内 勝彦君

理事 田中 慶秋君

理事 佐藤 祐弘君

出席國務大臣

郵政大臣 佐藤 文生君

出席政府委員

郵政大臣官房長 中村 泰三君

郵政省貯金局長 塩谷 稔君

郵政省通信政策局長 奥山 雄材君

郵政省電気通信局長 澤田 茂生君

郵政省放送行政局長 森島 展一君

委員外の出席者

臨時行政改革推進審議会事務局参事官 重富吉之助君

警察庁通信局長 水谷 孝也君

線通信課長 衛藤 衛君

防衛庁防衛局防衛課長 宝珠山 昇君

国土庁防災局防災業務課長 湊 和夫君

厚生省健康政策局指導課長 入山 文郎君
運輸省海上技術安全局安全基準管理官 大西 重雄君
建設省建設経済局電気通信室長 堀 重信君
消防庁防災課長 田中 基介君
逓信委員會調査室長 古田 和也君

委員の異動
三月二十五日

井上 普方君

松前 仰君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

ば我が国においても同等の条件をつけることはできるということになっております。

○松前委員 わかりました。今のことは大体確認いたしましたので、そこで、第五条に關して、今から質問することがちょっとクリアでないの、その辺をちょっと確認させてもらいたいと思ひます。

第五條の二の一番目から六番目の無線設備、これは第五條の一の一番目から四番目の者にも免許を与えることになるわけですね。この場合、外國の政府またはその代表者にも免許を与えることができるということになるのかどうか、その辺をちょっと確認をしたい。

○澤田政府委員 外國の政府またはその代表者に対して、第五條第二項に規定する要件に該當する場合に免許を与えることができるということでございます。ただし、實際上は、外國の政府または代表者が、実験局だとかあるいは船舶安全法に規定する船舶の無線局とかあるいは航空法に規定する航空機の無線局というものを開設することはまずなからうというふうに思われます。またアマチュア局の場合につきましては、その目的からいいますと、外國の政府が開設するということとはあり得ないと思ひますので、したがひまして、外國の政府またはその代表者というものが開設をするであろうと思われまゝは、第五號、それから第六號の規定による固定局あるいは陸上移動局、こういった無線局であるう、こういうふうには考えられます。

○松前委員 今おっしゃった第五、第六というのは、これはもととあつたやつで、今度の改正の対象ではないわけですね。「大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局」、これは前からあつたということで、ちょっと私も不思議に思つておるのでありますけれども……

今度は観点を變更しましてアメリカの場合なんですけれども、第五條の一番目から四番目に相當する無線局に対する免許、これは、放送無線局、公衆通信無線局、航空路無線局、航空固定無線局以

外のものは自由になつてゐるのかどうか。まあ外國の免許についてですけれども、アメリカからいつての外國の免許、それをちょっとお伺ひしたい。

○澤田政府委員 米國の場合でございますが、一九三四年の通信法というのがございまして、これによりまして、外國人、それから外國の法人、外資比率が五分の一以上の会社、これに対しては御指摘の放送無線局等の免許を与えないということになつております。このほかに、外國政府には免許を付さないということ、あるいは相互主義に基づいて外國人にもアマチュア局の免許を付与することができるといふふうに規定をされてゐるわけでございます。これらの規定といひますのは外國性に関する欠格事由というものを定めてゐるわけでございますが、欠格事由に該當しない申請者につきましては、外國人、それから内國人を問はず、連邦通信委員会が審査を行ひまして免許を付与する、こういうことになつてゐるといふのがアメリカの仕組みでございます。

○松前委員 それはアメリカとの交渉の中で確認はされてゐますか。

○澤田政府委員 確認をいたしております。

○松前委員 今おっしゃったことは、本當にそれが確認されていれば、どこかにその確認文書というのがあると思ふのだけれども、それを提出していただけないでしようか。委員長、これは資料提出としてお願いしたいのですけれども……

○澤田政府委員 確認書の交換ということはいたしておりましたが、アメリカの通信法によりましてそういうことが規定をされておりますので、それによつて私も確認をいたしまして、またアメリカの方にも問ひ合わせをいたしまして、そういうことになつてゐるといふことを承知をいたしておるわけでございます。

○松前委員 連邦通信法、これは郵政省の方からコピーをいただいたのですけれども、その第三十條の(四)というところに、「本章に基づき必要とされる局の免許は、外國の政府若しくはその代

表者に付与され、又はこれらの者によつて保有されてはならない。」と一番頭にばんと書いてあるのです。ということ、外國政府もしくはその代表者については、アメリカでは免許を与えない、そういうことになつてゐるのじゃないですか。

○澤田政府委員 アメリカにおきましては、先生今御指摘いただきましたように、通信法によりまして、外國の政府もしくはその代表者には免許を与えないということになつております。したがひまして、アメリカの政府もしくはその代表者につきましては、我が國においても、相互主義によりまして免許を与えない、こういうことになるわけでございます。

○松前委員 その辺のことですね、やはりきちつとアメリカとの間に確認をしてもらいたいのですよ。今おっしゃったことはきちつと確認してゐますでしょうか。

○澤田政府委員 ただいまのはアメリカの通信法でございますので、私もこれによつてアメリカの仕組みは行つてゐると承知をいたしておりますが、實際の相互主義によりまして、こういうものについてはお互ひに免許を与えようということになります場合は、相互で確認書を取り交わすことになると思ひますので、その時点においては再度明確な確認が行われるということでございます。

○松前委員 そうは言うけれども、これはアメリカ側からこう言つてきて、日本はばあつと、外國の政府も政府の代表者も免許を与えるというふうな方向にしまつたのです。そういうときにはやはりこつちからアメリカに向けて、おまえのところは一体どうなつてゐるのだ、こう言つてはつきりさせるのが当たり前だと思ふのです。私はそれをやらない感じがする。ただ、今この文書にはこうなつてゐるから、向こうから政府の免許をくれと言つてきたときには相互主義じゃないからだめだ、こう言つても、向こうは納得しないのじゃないですか。アメリカから言つてきた分について、日本は政府にまで開放しちやつたんだか

ら。こんなことは私は郵政省として大変な失態だと思ふのだけれども、どうしますか、これは。

○澤田政府委員 我が國の法制によりまして、一号から四号についても認めるということではございしますが、一号から三号まで、四号は相互主義でございますが、これにつきましては實際問題として外國政府が行うことは、性格上からいひましてまずあり得ないと私も承知をいたしております。

○松前委員 いや、それがいかぬのですよ。そういうものは實際上有り得ないと言つたつて、世の中は進歩してゐるんだから、これは絶対にあるのですよ。そのときになつて慌てて、これはあのときにやつておけばよかつたということになるとちよつと困るので。コンピュータのプログラムなんかよく私はやるけれども、こんなことはあり得ないと言つてゐるところがおかしくなる。人間というのはそういうものなんですからね。

ちよつとこの辺について、さつき澤田さんの言われたように、こういうことで政府及びその代表者については免許を与えないということならば、我が國も免許を与えないぞということを日米間できちつと確認をしてもらわなければ困る。大臣、これはどうですか。こういう問題があるのです。

○澤田政府委員 一号から三号につきましては、今回の改正ということではなくして、以前からそういうことになつてゐる分野でございます。したがひまして、今回の日米のMOSS協議等を通じてこれについての措置をするというものではございせんが、制度上、外國においても認めてゐるものについて、あるいは實際上の支障がほとんど考えられないであらうというものについては認めていくということ、從來からそういう仕組みになつてゐるということでございまして、船舶安全法による船舶の無線局とか航空法の許可を受けた航空機の無線局、ある意味では義務的に無線局を持たなければならぬ分野というもののについてはこれは開放していく、また、そうすることが相互の安全、人体それから財産の安全を保障すると

もう一つの第三十七条の改正ですけれども、この改正の中にまた二つの意味がある。一つは、千

○松前委員　これははっきりさせておきたいから質問しているわけなんですけれども、要するに条約で追加されたのは生存艇用非常通信と双方向です。三つ追加ということをどこかで私は聞いたのですけれども、そうじゃなくて、二つである、そしてこの第三十七条の四番目に書いてあります「船舶に施設する救命用の無線設備の機器であつて郵政省令で定めるもの」、この中にすべてこの三つが含まれてしまっている、こう見ていいわ

○松前委員 この省令を出してくださいよ。省令が出てなければ全然わからぬです。ごちやごちやしまして、ただ素直に読んでいたのではよくわからぬから、省令の案ができていますでしょう、それを出してもらいたいのです。

種と同様に、郵政大臣の行方型式検定を要せずに設置することができるといふことにさせていたいただきたいということでございます。

○松前委員　大体わかりました。

それで型式検定の省略ということ、これについて

て前に電波法の改正があったわけですが、そのときにもお話ししたのですが、この電波法で型式検定省略というのはアメリカから言われていろいろやっておるようなんです。それから、国際的な基準ができていくというところもあるわけですが、そういうことで検定を省略するというのがだんだんふえてくる。これは、私は電波法をずっと全部見てみますと、いろいろな問題が出てきそうだなというので、関連してちょっとお伺いしたいのです。

ここでやっておるのは国際的な基準のあるものですか、いいのですけれども、そのほかの機器で外国の基準と国内の基準が異なるもの、例えばパーソナル無線というのは、今たしか向こうとこっちとは基準が違ふ。こういうものがある。これなんかアメリカで買ってきて日本で使用する、不法電波になるということですね。アメリカでは、これは基準に合格しているわけですが、ところが、向こうでいいからといってほんとに買ってくる、国内で使うとだめ。向こうで買ってきたら、これはできないわけですね。持ち出し禁止ということにもなっている。こういうことなら日本で使うことができるわけですね。そういうものについて、どういふふうにかこれから対処していくか、この辺の考え方を聞かせてもらいたいです。

○澤田政府委員 外国で決められた基準に合致しているものといいますが、我が国に必ずしも合致しない部分というのがあるかと思ひます。ただ、我が国におきましては、無線局を開設するに当たりましては免許を要するわけですので、免許に際しましては、無線機器が我が国の技術基準に適合しているかどうかということをチェックするわけがございますので、その点でまず第一の関門がある。無線通信に対する通信、妨害というものが生じないようなチェックというのが主体でございます。そこで一つの監視ができるということでございますが、なお実問題として、そういうものを受けずに開設する場合というのが考えられないわけでもございませんが、そういうこ

たものにつきましてはやはり監視という観点から秩序を正していくという意味での電波監視ということについて、一層強力にこれを行わなければならない、これからの電波というものがますます利用されていくということを考えますと、この電波監視体制というものの強化ということを今後考えていかなければならないと考えているわけでございます。この点につきましては新たな電波監視のための装置の開発とかというふうなことについて、目下いろいろ取り組んでいるところでございます。

○松前委員 質問する前にいろいろお答えになったわけですが、電波監視体制が必要だということはずっと前から言われているのですが、どうしたらいいかというところはなかなか答えが出てこないという現状なんです。これを強化する必要があるといういい御答弁はされても、具体的に現実にそれができるかというところ、できないかというのが現実なんです。だから、そういう単純なお話で国会を済ましてしまえばいいというのではなくて、本当に真剣に、現実を実施できる電波監視体制を整えてもらわなければ困るのであります。これは単純な普通の考え方ではないかと思ひます。もっと創造的な考え方を持って発想の転換をしないと、そんなたぐいさんある無線局、そしてまた勝手に開設するものをチェックする、そういうものがたくさん出てきた場合においてそれを取り締まるというふうなことは、単純な一個の個別ではとてもできない。これはやはり発想の転換をしてもらって、新しい技術とか、そういうものを取り入れてやってもらわなければ困ると思うのです。そういうものを郵政省では今どういふところで検討されていますか。

○澤田政府委員 新しい監視体制をどうするかという点についてでございますが、これまで超短波遠隔方位測定装置というふうな装置を整備いたしまして、これによる不法無線局に対する取り締まり監視体制というものをいいております。こういったものをさらに一層整備するというこ

とで取り組んでいるわけでございますが、今後の監視体制につきまして、実は先日、私どもの審議会の一つで電気通信技術審議会というのがございます。そこで御答申をいただきました。高性能デジタル型電波監視装置、それから高性能スペクトル自動記録装置、こういった電波監視の自動化システムの構想につきまして御検討いただきました。これに対する技術的条件というふうなものを御審議いただいたわけでございます。したがって、これからそういったものを踏まえまして、電波監視設備の近代化というものを図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○松前委員 いろいろ御努力いただいておりますことはよくわかります。今のお話でどういふ状況かわかったのではありませんけれども、それだけで十分にいけるとはだれも思っていないと私は思っています。委員の方でしようか、一生懸命検討されている方は、やはりこれはちょっと考え方を要えて包括的に何かやるとか、そういう考え方を持たない限り、いつまでたってもこの問題は解決がつかないように思ひます。今まで一生懸命やってこられた、その足を引っ張るわけじゃないけれども、その上に立って、ぜひとももう一つ発想を変えてやってもらわないと、国際的な問題が出てくる可能性もあるということでございます。その辺はよろしく願ひしたいと思います。第三十七条関係については、関連も含めまして大体こんなところで、この辺で私は終わらせてもらいたいと思ひます。

関連しまして、電波法というものをずっと先ほどから見ていると、それからまた郵政の姿勢というものを聞いてみると、条約とかアメリカからの圧力とか、こういうものについてはすぐ法律を改正しようとするわけですね。今出てきたものが大体それである。条約、これはいいとして、今度の第五十五条なんかは明らかに日米貿易摩擦の一つであるわけでありましかねども、そういうことはどうなんぞ改正をする、しかし郵政省は本当にやらなければいかぬことをなかなかやらぬじやない

か、それを私はここでちょっと申し上げたいのですね。というのは、統合防災無線システム網の確立について、六十年四月十八日郵政省が報道関係に流された資料ですか、それが私ちょっとほかからもらってここにあげるわけなのでありますけれども、統合防災無線システム網は非常に重要であるというところで、郵政省が中心になって推進しようというところで発表されたわけですね。これは大変にいいことなので、どんどん実現をする、実現へ向けて進行してもらいたい、そういうふうに思うのですけれども、聞くところによると進行状況がどうもいま一つと。これは、実施される時期というものは大体どの辺だと思ひますか。

○澤田政府委員 先生御指摘の統合防災無線システム網につきましては、災害の多い我が国のこととございまして、電波の面からできるだけお役に立つことができればということに関係省庁とも検討いたしました。二年間の調査を行ひまして、まとめ上げたものでございまして、このシステムの技術基準、それから免許方針について、郵政省といひまして検討をいたしておるところでございます。この点につきましては、この秋ごろには電波法に基づく利用の道というものを聞くことができると考えております。

なお、具体的な導入の方策につきましては、関係省庁の努力もいただかなければならない分野がございまして、今後消防庁を初め関係省庁と打ち合わせを行ひまして、できるだけ早くこういった体制がしかれるように努力をしてまいりたいと思ひております。

○松前委員 私は何かちょっと遅いように思うのです。というのは、この間新聞に出ていましたけれども、例えば東海地震、これはもう五年以内に起こる、こういうことが四月二日の学会でも発表されておるわけですね。東大の茂木教授がこういうことを言われている。もうす前に来ているという感じなのです。起こるから起こるからぬからぬけれども、こういう学説が出るということは、非

常に近い。それから、関東の方の地震なんかもしょっちゅう頻発しておる。それから雪の災害、こういうところにはこういう無線は本当に必要なというところが、私は向こうへ視察に行つてわかりました。消防車が入れないとかそういうところ、これはもっと別の細かい無線が必要だ、無線というものは災害には絶対必要である、私はそう思うのです。

各関係官庁の方がここへきよう来ていらつしやるのですが、国土庁、建設省、消防庁、厚生省、警察庁、この方々はみんなこの検討へ参加されたはずなのでありますけれども、これをやはり早期実現をしてもらいたいとかどうか。とにかく郵政省の今の話だと、電波法をこじじゅうなんて言っているけれども、どうもそれはうまくいきそうもない。もっとブッシュしなければいかぬと思つてゐるか、それともこのままでもいいやと思つてゐるか、どうですか。その辺をちょっと国土庁、建設省、消防庁、厚生省、警察庁、順番に一言ずつ簡単に答えたい。

○建設省 国土庁でございますが、現在、市町村のレベルでは市町村防災行政無線の整備が進展しているわけでございます。これに加えて、今回調査がまとまり、実現に向けて検討を進められておるこの統合防災無線システムが完成いたしました。私も国土庁といたしましては災害対策上大変大きな効果があると期待をいたしております。国土庁としてもこの統合防災無線網の実現に協力すべき点があれば協力してまいりたいと考えております。

○建設省 建設省でございます。

建設省におきましては、河川及び道路災害に迅速に対処するために、従来から全国の組織機関を結ぶ水防道路用無線通信網を整備いたしました。有効に活用しているところでございます。それに對しまして、御質問の統合防災無線は、市町村を中心とした非常災害時の地域住民に対する災害対策活動の際の情報通信を確保するため、被災地域の指定地方行政機関、公共機関及び自主防災組織

等が横断的な情報交換を可能ならしめる効果的な無線通信システムであると思われまします。そういうふうな観点で、なるべく早くあつた方がいいのではないかと考えております。〔松前委員「なるべくでいいのですか。できるだけ早くくじやないの」と呼ぶ〕はい、建設省といたしましては……。

○田中説明員 防災対策を迅速に実施するためには、防災関係機関あるいは生活関連機関それぞれ、あるいは相互間に密接な連絡体制を確保することは極めて重要であると考えております。消防庁といたしましては、関係省庁と密接な連絡を保ちながら、このシステムについて積極的に検討してまいりたいと考えております。

○入山説明員 厚生省といたしましては、救急医療の観点から、搬送機関と医療機関との間あるいはまた医療機関相互の緊密な連絡体制を確保するために有用であると考えております。今後、関係省庁とも十分に連絡をとりながら検討してまいりたいと考えております。

○水谷説明員 警察は、警察組織の末端まで指揮命令をし、また情報入手が可能な通信手段を整備してまいりまして、これを用いて従来から迅速的確に災害警備通信を疎通させてきたところでございます。これに加えて統合防災無線網によりまして防災機関相互の情報連絡が可能となることは、警察の災害警備活動に寄与することもあると思われまします。今後とも防災関係機関と緊密な連絡をとりながら検討を続けてまいりたいと思ひます。

○松前委員 今いろいろお話を伺いました。それぞれ自分のところの無線を持っているということもあつて、ちょっと消極的なところもあるみたいだけれども、消防庁は一番積極的だと私は思ひます。とにかく、東海地震は意外に早い、あと五年以内、こういうことを言われる状況の中でこんなにのんびりしていたら、これはもう災害が起こつてから後の話になつちゃう。こんなことではちよつと困ると私は思ひます。それから雪害についても、この間行きましたら、そういうものがあつたらもうどれだけ助かった人がいるだろう

か、助かったというか混乱を起こさずに済んだ人がいるだろうか、そういうふうな思ひわけでありまして、どうしてもこれは早期に実現をしてもらいたいと思ひます。

それで、これは郵政省が中心になつてやつておられるわけだけれども、とにかくこのシステムの整備を容易にする方策というものを、これから先さらにやつてもらわなければ困る。特に助成とか無線機の価格とか電波申請の手続の簡略化という問題はその後でついでに回らるもので、その辺も含めて早急に検討をしていただきたいと思ひます。郵政大臣、これについてぜひ前向きに進めていただきたいと思ひますが、ちよつと御意見を。

○佐藤内閣大臣 台風とか地震とか雪害とか、こゝういったような気象条件に非常に影響される我が国でございますので、ただいまの御意見は貴重な御意見として、より一歩前進するように積極的に努力をいたすことをお約束したいと思います。

○松前委員 郵政省の方にお伺ひしますが、これは大体いつごろ完成できるという目標をきちんと立ててやつてもらわなければ困るので、それをちよつと教えてください。

○澤田政府委員 私どもの電波の利用、無線局の免許に関する部分につきましては、ただいま先生御指摘ございましたように、利用しやすいような、簡易な手続というものを含めまして今検討しているところでございますが、この秋にはそういう体制ができるというふうに準備をいたしております。したがって、それに基づいて、実際の体制づくりにつきましては関係省庁の御努力、御協力をいただきたいと考えているところでございます。

○松前委員 ぜひ早急に。まだ何かちよつと物足りないですけれども、余り時間がないようですからこの辺でやめたいと思ひますが、いずれにせよ警察無線とか建設省がやつているような専門的な無線じゃなくて、相互に、警察も病院も交通関係

もすべて結んで、総合的な情報網としてやれる可能性のあるこの計画を見ますと、これは市民にとって不安を招かないシステムと私は見たわけですね。今までこういうものが大変欠けていたわけだと、市民に情報も来ても、市民はあちこちの情報も総合しないと話にならないということになるので、こゝういふシステムはぜひ早期に実現してもらいたい。そしてまた災害も、東海地震も非常に早いといふことを言われているので、これは早急に実現してもらいたい。強く要望してこの問題を終わりたいと思ひます。

○閣下 閣下も一つ、OTHレーダーについて私はしつこく前からやつてゐるわけですが、この予算委員会の分科会でもちよつと質問したときに、防衛庁の方がいろいろ答弁をされて、郵政省の方は余り答弁されなかつたのですが、こゝでもう一つ確認をさせてもらいたいと思ひます。大臣に確認をさせていただきたいのですけれども、防衛庁が設置する無線局についても電波法を遵守するといふことはいかがでしょうか。

○松前委員 電波法第二十六条の規定に基づいて周波数を公開するといふこともいいわけですね、それも当然やると……。

○澤田政府委員 自衛隊の無線局につきましては、他の一般の無線局と同様に周波数の公開を行うといふのが原則でございます。ただ、例外的な扱いではございますが、自衛隊のレーダーと移動体の無線設備を使用する場合につきましては、自衛隊法で電波法の無線局のレーダーそれから移動体の無線設備の免許につきましては電波法の規定が適用されないといふことになっておりますので、この点については周波数の公開というものは行っていないといふところでございます。

○松前委員 自衛隊法でそれが決まっていますから公開を行つていない。では電波法はそこはどう書いてあるのですか。

○澤田政府委員 電波法によりまして二十六条で

周波数の公開という規定を規定しているわけですが、この点につきまして、自衛隊法の百十二条でございまして、電波法の適用除外という事項がございまして、そこで自衛隊のレーダー、移動体の無線設備については無線局の免許と検査といった電波法の規定は適用しない、こういう条文になっているものから、両方突き合わせてみますと、電波法で言うところの公開の原則の例外というのが自衛隊法の百十二条、こういうことになるわけでございます。

○松前委員 法律というのはよくわからないけれども、そういうことができるのですか。要するに電波法の中には何も書いてないのですよ。自衛隊法の百十二条を例外規定として、それは例外とするというところは一言も書いてない。それなのに、自衛隊法の方で書いてあるから電波法はそれを守るのだということになると、これは自衛隊法の方が上位なんですか。

○澤田政府委員 法律に上位、下位というのはないと思っておりますが、ただ、特別な事情によりまして一般的な法律を適用できない場合につきましてはそれを適用除外とする、法律により適用除外を行うというところは間々ある例だというふうには、今申し上げた点について例外的な取り扱いを行うというところで、例外規定を自衛隊法で規定している。その点についての断りは電波法にはございせんが、どちらか片方で法律上の手当てをすれば、それで両方突き合わせて読むというのが一般的な読み方ではなからうかというふうに私は理解をいたしているところでございます。

○松前委員 そうしたら法律の本をこんなに用意しなければいけないですね。全部見なければ電波法は実施できないということになります。自衛隊法だから非常に明らかなところなんですけれども、どこかもっと細かいところに、電波法を規制する、電波法の適用除外なんというものがございまして、書かれていたら、そんなもの読めるわけじゃないですよ。弁護士だって読めやしません。このと

ころにちゃんと書かなければいけない。これを書かないでもって、今周波数の公開をせよなんて言ったらだめだなんというのは非常におかしい。郵政大臣、これはどういうふうに解釈いたしますか。

○佐藤國務大臣 自衛隊法の百十二条の二項、三項、四項の中にそれぞれ具体的に、郵政大臣に対してはこうだとか、電波法の百四條の規定にかかわらずこうなんだということを書いてありますので、それで周波数の公開の原則の電波法と自衛隊法の百十二条とが整合するものだ、私はこういうふうに判断をいたしておるわけでございます。

○松前委員 それではいかにぬすよ。とにかく自衛隊法でもってばはんいろいろなことをつけ加えられたら、電波法は全く死んだものと同じですよ。電波法で幾ら規定したって、ほかのところでもこういうふうにならんと規定されておる。そうなりますと、電波法を実施する郵政大臣としては何の権限もないということになってしまふ。こんなことは全然おかしいですよ。大臣、電波法を守るというのをさっきおっしゃった。ここに書いてある二十六条とおり、自衛隊、防衛庁の使用する電波については公開をするということをやってもらわなければ困る。これはもう法律的に弁護士をつけたって何したって、私は勝てると思う。非公開にするなら、このところちゃんと書けばいい。こういう電波法の改正というのはないじゃないですか。こういうことも全然やらないで、アメリカから言われることばかりやってる法になっていく。そういうことで、とにかく電波法を守ってもらうということをやさきき明言されましたから、そのとおり実施をしていただきたいと思ひます。

○鈴木(強)委員 若干の質疑をいたしたいと思ひますが、あるいは松前委員と重複するようなことが出てくるかもしれません。その点は御容赦をいただきたいと思います。

最初にお伺いしたいのは、今回の電波法の一部改正法案は、SOLAS条約の第二次改正と、それから日米間で行われておりましたMOS協定の決着、合意に基づいて行われるものである、この理解をよろしくございませうか。

○澤田政府委員 今回の改正は、第一には国際化の進展に基づき外国における我が国法人の社会経済活動の円滑化に資すると同時に、我が国での外国法人の諸活動の円滑化に対処しようというものでございまして、MOS協定においても米国が外国人等による開設を既に認めている、そういう認めております陸上移動中継局あるいはボケットベルの無線呼出局、こういったものについて認めてほしいという要求もございまして、そういう点を踏まえましてこれにこたえようというものでございまして。

第二には、郵政大臣の行う型式検定に合格したものでなければ設置してはならない無線設備の機器の範囲について所要の措置を講ずるということでございますが、これは千九百七十四年の海上人命安全条約改正を受けて行ったものでございまして。

○鈴木(強)委員 SOLAS条約の第二次改正によつて行われる分につきましては私は別に問題はないと思ひますが、ただMOS協定の決着に基づき六、七項目がございまして、その中の一項目がここにきていて私には思ひます。

どうも釈然としなないのは、一般質問でも大臣に私質疑をいたしました、我々はMOS協定の決着によつて日米間における通信分野の紛争、トランプについては全部決着した、こういうふうな確信をしておるわけでございます。ところが依然として米国の議会内においては本質的な主張をしている人たちがたくさんおるといふことで、これは

は放置していくわけにはいかぬと思ひます。前回その対応策をとるようにお願ひをしておきました。それがどうなりましたか。そうでないと、そういう問題はまだ未解決の中に、我が国だけが誠意を持ってあらゆる問題に決着をつけて法律改正までやろうというときに、アメリカの議会でそのような状態がまだあるとすれば、ちょっとこの法律改正に対してちゅうちょせざるを得ないのですよ。ですから、その後の経過を説明していただきたい。

○奥山政府委員 日米間の電気通信をめぐる経済摩擦につきましては、去る一月十日の共同声明にもありましたとおり、提起されたすべての問題が成功裏に解決を見たということで、日米双方とも満足すべき結論を得たわけでございます。しかしながら、ただいま先生御指摘のとおり、依然として米国の議会を中心に日米の貿易摩擦をめぐるいわゆる保護主義法案が上程されていることも事実でございます。これに対しましては前回にも御指摘があったところでございまして、日本政府として手をこまねいているわけではございせん、あらゆる方途を通じてその対策を実施しております。

一つは、米国の議会要人あるいは政府要人が来日された等の機会をとらえまして、大臣以下我々あらゆる機会に電気通信における理解を深めることをやっております。また、電気通信分野における日本の開放の状況をパンフレットにいたしまして、在日の大公使館初め議会関係、政府関係者等にも広く配布をいたしております。昨年十二月にジェトロのミッションに参加して開放の現状をPRいたしました。さらに先月にも、ジャパンウィークというものがサクラメントで行われました際、郵政省の職員を派遣してシンポジウムにも参加したりしております。

こういうあらゆる可能な手段をとっているつもりでございますが、対日貿易赤字が五百億ドルに上るといふことで、議会筋の意向は依然として完全にはぐれてはおりません。いわゆるダンフォー

すから我が国の誠意がわからぬことにはないと思うのです。要は努力、大臣のおっしゃっているような努力がどこまでやれるかということにかかっている。私は思いますので、そういうふうな考え方の上に立ちまして一応は了承しておきますけれども、ぜひひとつこれはこれからも粘り強く交渉を続けていただきたい、こう思います。

それからMOSS協議の最後の決着事項の中で、受信機の技術基準を十項目から一項目に削減減するというのが一つ。二つ目には、技術基準適合令において製造者提出データを受け入れる。三つ目には、技術基準適合証明の指定証明機関から利害関係者を除外する。四つ目には、技術基準の制定を審議会に諮問する際、官報で公示する。五つ目

は、短期間の研修で外国で同等の資格を有する無線従事者に特殊無線技師の資格を与える。こういう問題につきましてはすべて省令によつて決められる、こう聞いておりますが、そのとおりですか。

○澤田政府委員　省令によりますのは、受信機の技術基準の問題、それから技術基準適合証明において製造者提出データを受け入れる、この二点につきましましては省令の手当てが必要であるということでございます。

○鈴木強委員　そうすると、あとの三つは実行

上おやりになるということですか。

○澤田政府委員　技術基準適合証明の指定機関から利害関係者を除外するということにつきましては、これは既に済ましております。それから、技術基準の制定を審議会に諮問する際、官報で公示するといふ点につきましては、必要なものについては官報の公示を行っているところでございます。三番目の、短期間の研修で外国で同等の資格を有する無線従事者の特殊無線技師の資格を付与するといふことについては、そういう養成課程を

設けるということにいたしておりまして、この通達を改正いたしましたして、四月一日からそういうことが出来るように、既に措置済みでございます。

○鈴木(強)委員　そうしますと、省令とする事項

は、受信機の技術基準を十項目から一項目に削減すること、技術基準適合において製造者の提出データを受け入れる、この二つが省令になると理解していいですね。時間がありませんので、ここでも内容を伺いたいのですけれども、ひとつ資料として後ほど出していただきたいと思ひます。

それでは次に、昭和五十九年に電波法の一部改正が行われまして、陸上移動通信の外国性排除の緩和がなされました。そして、陸上移動中継局を相互主義に基づいて外国人等に免許を与える、そういうことに今度またなるわけですね。

そこで、現在何カ国と陸上移動無線業務の無線局の免許付与に関する相互主義の確認が済んでおりますか。

○澤田政府委員 今回改正しようとする部分につきましては、法律改正ができてから関係の国と相互主義の確認を行うということでござい

ます。

○鈴木(強)委員 今までは、

○澤田政府委員 今までのことは、中継局につきましてはこれからでございますが、陸上移動業務の無線局については、五十九年の五月の電波法改正の後、アメリカそれからドイツ、スイス、オランダ、この四カ国との間で相互主義の確認を終えておるということでございます。

○鈴木(強)委員 この確認の仕方について、要するに両国で開局する場合に、外交ルートでやる場合とそれから主管庁間相互で話し合つてやれるという場合と二つあるように思ひますけれども、その割合はどんなふうになっておりますか。

○澤田政府委員 主管庁同士で行うということでございます。

○鈴木(強)委員 全部。

○澤田政府委員 はい。

○鈴木(強)委員 そこで、今の相互主義に基づいて陸上移動業務等の無線局の免許を与えたその付与状況というのはどんなふうになっておりますでしょうか。時間がありませんから大まかで結構です。何局ぐらいあって、大体多いところはど

この国かという程度ぐらいでいいですから。詳しい資料はまた後で出してください。

○澤田政府委員 相互主義に基づいて外国人等に対し陸上の移動業務、こういったものに与えられた無線局の数は約七十局でございます。多い国といたしましては、アメリカ系というのがかなり多いというふうに承知をいたしております。

○鈴木(強)委員 詳細な資料をまた後で下さい。それから、今回の電波法の改正によりまして新たに救命艇用無線電信、生存艇用非常位置指示無線電信それから双方方向無線電話装置、この三つの新しい機種が追加されることになっておりますが、その中で特に救命艇用無線電信の場合には旅客の多い船舶、要するに百九十九人を超えるものに對して、郵政大臣が型式検定をやった機器を設置するということに義務づけられておるのですけれども、百九十九人を超えるということについてはどういふ根拠なのか。これは恐らく船舶職員法の関係だと思ひますから、運輸省にきていただければよかったのですが、時間の関係で呼んでおりましたが、郵政省の方でわかつておりましたらちょっとお答えくださいませんか。

○澤田政府委員 千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約、これにおきまして短距離航海というのがございます。これは割合近いところの国際航海を行うものでございまして、それ以外の国際航海に従事する旅客船、これにつきましては総乗員者が百九十九人を超え千五百人未満である場合、この場合には救命艇用の無線電信を救命艇の少なくとも一つに取りつけるということが定められたわけでございますが、この区分けにつきましてはこの条約等によりまして区別をつけられておるといふことでございまして、この乗客の多少によりまして、やはりその安全を確保するためにそれなりの設備を行うということ、数の多い旅客船等につきましてはいろいろな種類の無線設備等を備えつけるといふことでございまして、二百人以上千五百人というのが一つの区切りとして使われているということでございます。

○鈴木(強)委員 そうすると、これは船舶に関する安全国際条約に基準が載っている、決められているということですね。——それでは、今ここでこれ以上の論議はできませんが、百九十九人乗っている人たちは置かなくてもいいというふうなことはこれまたおかしい話で、極端に言えば一人でも百人でも人命は同じなんです。できるだけ乗船人員というものを少なくして安全性を確保するというのが本来の筋だと私は思ひましたもので、それから、またこれは一回時間を改めてお伺いすることにいたします。

それで次に、時間がありませんが、今度新たにさっき申し上げました三機種が加わるわけでありまして、この技術基準についてはSOLAS条約が決まっておりますから、それはよろしゅうございまして、しかし、型式検定については郵政大臣が行うことになると思ひますが、その検定の基準というふうなものは省令で決めるようになるのかどうなのか、概要がわかつておたら短時間で示していただきたいと思います。

○澤田政府委員 型式検定を行うための技術基準というのにつきましては、これは省令で決めるというものでございまして、この基準につきま

しては、関係の国際条約等で国際的な基準ということと決まっておりますので、それに基づきまして各国で国内基準をつくるということとござい

ます。例えば国際電気通信条約によりましては、無線通信規則、国際民間航空条約の附属書というところで、それぞれ所定の無線設備等についての基準あるいは機器の環境試験の項目等、その基準というふうなものについて国際的な基準が決められておるといふことでござい

ます。

○鈴木(強)委員 それで、今回三機種が加わつて、現在ある六機種と合わせて九機種になるわけですが、この周波数はどういふ周波数帯を使われるのか。それから出力は一体どのくらいなのか。これはもう時間がありませんから、資料で出していただきたいと思います。

よりまして、どのくらいの船舶がこういう機種をつければならないようになるのか、その点もひとつ資料で出していただきたいと思ひます。

最後に伺つておきたいのですが、電波法の第五條を読みますと、電波というものは有限希少のものでございまして、この資源はCIRによつて我が国には使用周波数が割り当てられておるわけでございますから、今法に述べておりますような有限希少のものであるということとござい

ます。

そこで、今私がちょっと心配になるのは、割り当てられた周波数帯の中で、いろいろと外国人にもこれからたくさんの方の免許を与えなければならぬようになっていくと思ひます。少なくとも日本国民に優先的に電波の使用を許可していくという方針は厳然として変わっていかないと思ひますけれども、今私が心配したようなことは当分は大丈夫、こういうふう

に理解してよろしゅうござい

ますか。

○澤田政府委員 今回の改正の趣旨は先ほど来申し上げておるところでございまして、相互の国においてより活発な活動が円滑に行えるようにという配慮からのものでございまして、我が国の国民も外国、相手の国に行つてそういう利便を受けるということとござい

ます。したが

いまして、この相互主義による場合は、外国人だからという差別とがものは行わない。同じものとして、我が国の国民と同様に扱うということになるわけでございます。ただ、外国人等が開設する無線局の数というものは、やはり日本人の開設する無線局の数よりも格段に少ないであらうというふうに思ひますので、我が国の電波の利用に対する影響というものは極めて小さいものであらう、こういうふう

に考えておるところでござい

ます。

○鈴木(強)委員 最後に、これも資料で出していただきたいのですけれども、松前委員からもたびたび質疑がございましたOTHレーダーのことと

ござい

ますが、これが具体的に我が国の無線通信に影響を与えたことがあるのかないのか、そ

う点を含めて、郵政省で調査をしておられると思
いますから、そのことについてはひとつ資料とし
て後ほど出していただきたいことをお願いして、
私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○宮崎委員長 山田英介君。

○山田委員 電波法の一部改正案につきまして、
私どもの基本的な考え方を先に述べたいと思いま
すが、今回の改正では第五条関係におきまして、
最近の我が国における国際化の進展に基づき外国
系企業の活動の広がりなどを考慮し、新たに外国
人等に対し相互主義で、陸上移動中継局、無線呼
出局などの無線局の開設を認めるというものであ
りまして、私どもは、特にこれは問題点はないと
考えております。

また、第三十七条関係では、国際条約等に基づ
き郵政大臣の行う検定に合格したものでなければ
施設してはならない無線設備の機器として現在六
機種を定めておりますが、千九百七十四年の海上
における人命の安全のための国際条約の改正によ
りまして新たに三機種が追加されたことに伴いま
して、この条約の義務を履行するために第三十七
条にこれら三機種を追加するということがこの三
十七条の改正の骨子でありまして、この点も特に
問題点はないものと私どもは考えておるわけでござ
います。

ただ、せっかくの機会でございますので——運
輸省の方には来ていただいておりますので——う
か。何点かちょっと確認をさせていただきます
が、まず、三十七条関係で追加される三機種の一
つに生存艇用の非常位置指示無線標識がございま
すが、この標識を備えつける対象船舶数はどのく
らいなのか。

それから、近い将来に衛星を利用いたしまして
遭難船の発見とか救助に当たる方式を採用すると
聞いておりますけれども、そうだといたしますと
と、それはどういう理由によるのか、また、その
場合にこの標識はそのまま使用することができ
るかどうか。

もう一点でございますが、条約の附属書により
ますと、本年の四月一日から向こう五年間でこれ
ら三つの機種については備えるということになっ
ておりますけれども、先ほど申し上げました衛星
利用方式の開発の見通しとの期間的な関係はどう
いうことになっておりますか。この点、まとめて
御答弁をいただきたいと存じます。

○大西説明員 国際航海に従事する船舶はどのぐ
らいあるかということでございますけれども、旅
客船が我々調べましたところ六隻、それから、ほ
かに国際航海してまいりますのは、ちょっと数字を
持ってきておりませんので申しわけございませんけ
れども、千百隻ぐらいあるんじゃないか、こう
思っております。

それから、生存艇に非常用の位置指示無線標識
及び双方向無線電話装置の現存船舶に対する義務づ
けでございますけれども、先生がおっしゃいまし
たように五年間の猶予がございまして、我
我としてはこれをSOLASの改正のときにやっ
ておりまして、主要海運国としてこういう国際条
約上の五年間の猶予を守ることと当然と考えてお
りますので、現存船舶についてはすぐに設置せ
ず、五年間の猶予をつけてやっていく方針でやっ
ております。

○山田委員 生存艇用の非常位置指示無線標識と
いうのは救助航空機との無線の交信によって遭難
船を発見、救助する、そういう目的かと承知して
おりますが、救助航空機を使わずに、近い将来衛
星を利用した無線標識というものを活用してい
く、こういう計画といたしまして流れがあるように
伺っておりますが、この点についての御答弁が漏
れておるようでございませぬ。

○大西説明員 申しわけございません。それは一
九九〇年二月一日から実施したいということで我
我作業を進めております。

○山田委員 そうすると、ことしが一九八六年で
すから、五年の猶予を持ってこれらの生存艇用非
常位置指示無線標識を設置しなければならぬとい
うことですが、仮にことしの四月以降早目に設

置した場合に、今の御答弁ですと四年たつと衛星
方式に切りかえられるということになります、
そこは一年間のずれといたしまして、あるわけでござ
います。この辺はどういうふうに理解したらいい
のでしょうか。

○大西説明員 現存船舶につきましては、日本の国
内法で四年間に一回の定期検査がございまして、
その定期検査のときに大体つけていくと考えてお
ります。それから、国際法は国によって五年間の
猶予をしておりますので、国内的には四年間の
ビッチで現存船舶は変わっていくのではないかと、こ
う考えております。

○山田委員 電波法の改正法案に關しましては以
上でございます。

関連をいたしまして、民放テレビ局の四チャ
ネル化の問題について若干の質問をさせていただきます
たいと思っております。

既に郵政省におかれましては、テレビジョン放
送用の周波数の割り当て計画を修正されまして、
そうして全国にわたる地域においても一般放送事
業者のテレビジョン放送が四つ視聴できるような
したいということで、当面、現在一般放送事業者
による二の放送が可能となっております都道府県
の中で青森、秋田、岩手、山形、富山、石川、長
崎、この七つの県に対して三の放送が可能とな
るようになり、周波数の割り当てを新たにを行った
わけでございます。

それで、まず、いわゆる民放テレビ局の多局化
というところでございまして、新たに周波数が割り
当てられるということになりますと、既設の民放
テレビ局の経営が厳しくなる、圧迫されるという
ことが考えられるわけでございまして、この点に
ついては、この四チャンネル化の策定あるいは推
進に当たりまして、郵政省はどのように考えてお
られますか。

○森島政府委員 民放テレビの周波数割り当てに
つきましては、経営基盤等の環境条件の整いまし
たところから順次措置することといたしております
が、新しい局が設置されますと、その地域にお

いて既設のテレビ局に一時的にある程度の影響が
出るだろうということは十分考えられるわけでござ
います。しかし、従来の経験からいまして、
で、そういった地域におきましても、こういう一
時的な影響がそれほど長く長い期間のうちに解消
していくのではないかと見ております。

○山田委員 一定の影響があるということは認め
められておるわけでございまして。この民放テ
レビ局の四チャンネル化あるいは多局化の問題に
つきましては、衛星放送とか都市型のCATV等
の将来動向も踏まえまして、民放の四局化を目標
すかどうかについて決めるべきではないかと、こう
いう意見も多くあるようでございますが、この点
はいかがでございませうか。

○森島政府委員 今回、民放テレビが最低四チャ
ネルに見られるように、こういう政策目標を掲
げ、ただいま申し上げましたように、環境条件
の整っておりますところから順次措置していくと
いうことになりましたわけでございまして、先生のお
っしゃいますように、衛星放送とかCATVとい
ったものがこれから大きな展開をしていくだろうと
いう時代でございまして、そういうものと地上
の民放のテレビとの関係がどうなるのかといった
ことは、私ども大いに考えなければならぬ。た
だ、衛星とかCATVといったようなメディアと
地上のテレビはそれぞれ特色がございまして、
で、そういう特色を生かして、それぞれがある種
の競争のもとに互いに調和を保って発展してい
く、こういう方向でいくべきではないかというふ
うに考えておるところでございまして。

○山田委員 民放テレビ局の多局化というのは、
いわば競争原理の導入ということになるわけでござ
いまして、視聴率競争が激化をして、やらせリ
ンチ事件の例もあったわけでございまして、特に
番組の質的な低下という点で問題があるのではな
いか、そういうふうな心配されるわけでございま
す。全国どこでも民放テレビ四局は見られるよう
にしたい、これは視聴者の皆さんにとっては熱い
期待もあるかと思うわけでございまして。ただし

かし、受信機会の平等の実現とともに、番組の内容面におきましても視聴者の期待とか要望にこたえていかなければならないことは当然でございます。特に私がここで伺いたいのは、郵政省当局におかれては、この多局化に伴って番組の質的な低下という点につきましてもどのような御認識、御見解をお持ちでございますか。

○森島政府委員 テレビの新しい局が設置されますと、その地域において競争が激しくなるということも否定できません。そういった場合に、過去の経験からしまして、放送番組の質的な低下ということが競争によって起こるというふうには必ずしもつながっていかないものと考えております。むしろ、テレビ局同士が、単に視聴率のみをねらって競争して俗悪番組をつくるというようなことになれば、視聴者の強い批判が出てくるわけでございます。広告主としてもそういうことは認められないということになってくるべきでありまして、そういうことをやりますと結局経営面にマイナスになる、こういうことも私も十分期待しておるわけでございます。また事実、過去の例からしまして、競争によって番組の質的な低下ということに必ずしもならない、こういうふうな思っております。

要するに、放送事業者が放送事業の公共性をよく認識していただいて、番組基準を守っていく、こういう心構えの問題であらうというふうに思います。したがって、放送局の間に適正な競争原理が働きました、放送番組の質的な向上が図られる、こういうことを期待しているわけでございます。郵政省といたしまして、この放送番組の向上のために放送事業者が格段の努力をされることを期待しておるわけでございます。

○山田委員 それでは、テレビ放送用の周波数の第一次割り当て、この計画表が既にできているわけでございますが、今回それを四チャンネル化というところで一部修正ということですが、この第一次割り当て計画において周波数を割り当てられたにもかかわらず、今日まで一般放送事業者が決定

をしてない県が幾つかあるのではないかと思います。が、ございましたら、それを具体的に明らかにしていただきたいと思ひますし、それから、なぜ第一次割り当てにおいて一般放送事業者が決定できなかったのか、その理由につきましても簡潔に御報告をいただきたいと思ひます。

○森島政府委員 テレビジョン放送用周波数の第一次割り当て計画によります割り当てのうち、現在までに予備免許ということに至っていない県がございまして、ことしになってから割り当てたものを除きまして、今までにそういった割り当てても局の予備免許がでないというものが六県ございまして、徳島、茨城、栃木、佐賀、長野、熊本でございます。

このうち、徳島等は非常に古い周波数の割り当てでございます。相当以前から申請は出ておるのですが、申請者の間に一本化して局をつくるという機運が出てきていないために、相当長期問そのまゝになっておるということでございまして、それから、長野とか熊本というところは、これは割合最近の割り当てでございます。非常にたくさん申請が出ておりますが、これはこれから申請者間の話し合いというふうな状況を踏まえて、郵政省としまして調整していくということが適當な場合には調整を依頼するとかということをしていまして、早期に放送局の開設に向けて進めてもらいたい、こういうふうな思っております。

○山田委員 周波数の割り当てがなされても、六県について今日までこの一般放送事業者が絞り切れなかったというのか、決定できなかったというのか、これは、例外もありませんけれども、御答弁によりまして明らかですが、大体はたくさん申請者がございまして、最終的に一本化できなかったというところ、調整、絞り込みができなかったというところが大きな原因のように伺いました。

そこで、今回のこのテレビジョン用の周波数の割り当て計画が修正されたわけでございますが、チャンネルが追加される七つの県あるいは長崎と

か札幌等を入れますと、札幌地区については四つを今度五つ目の周波数を割り当てて、長崎についてはたしか三つをもう一つ周波数を割り当てて四局にする、こういう御計画だろうと思っておりますけれども、今回のこの追加された周波数に対して、一般放送事業者をやりたい、こういう申請件数は具体的に今何件ぐらいになっておるのでございませうか。

○森島政府委員 ことしの一月十七日付で三波目を追加いたしました七つの県につきましては、青森県が申請が百十一件、岩手県が二百四十件、秋田県が二十一件、山形県が百五十九件、富山県が六十二件、石川県が二百九十六件、長崎県が三百九十三件でございます。

それから、五波目の割り当てをいたしました北海道につきましては、これはまだ申請を締め切っておりませんが、昨日までに八十一件、四波目の割り当てをいたしました鹿児島につきましては、まだ申請を締め切っておりませんが、昨日までに八十六件の申請が出ております。

○山田委員 周波数の第一次割り当てをされても、今日まで一般放送事業者が決定されてない県が六県あったと、先ほど御報告をいただきました。そうしますと、二百件、三百件というふうな、今回の修正の部分での周波数の割り当てについての申請件数が相当たくさん出ているようでございますが、これまた一社に絞り込むということとはなかなか簡単にいかないのかというふうに思われるわけですが、この点についての郵政省の見通し、あるいはまたその対応といたしまして、これにつきましまして一言お話しただきたいと思ひます。

○森島政府委員 相当多数の申請が出てきておりますが、これにつきましまして申請の状況、それから電波法に基づきます審査を行うわけでございますが、その審査を行うことによつて早期に予備免許というように進めたいわけでございます。その前段階としまして、一本化の調整ということができるような見通しが出てきておりますものに

つきましては、そういう調整依頼をしていきいたい、こういうふうな思っております。

○山田委員 この問題はこれで終わりますけれども、特に私が申し上げましたように、既存の民放局の経営を圧迫するという点、そのおそれがあるという点、それから番組の質的な低下といふ点、番組の質的な面に郵政省としてもやはり目配りをしていく必要があるのではないかと、こういうふうに思ひますし、それから多くの民放テレビのチャンネルが見られるということは、それは国民の立場にとつて、その地域の皆さんにとつては大変期待も大きいことだろろうと思ひわけでございます。そういういろいろな問題点、民放テレビ局の多局化につきましましては大きな問題点がたくさんあるように私は思っておりますので、ぜひその点もしっかりと留意をされてお願ひをしたい、このように要望をいたしておきたいと思ひます。

最後に佐藤郵政大臣にお伺いをしたいと思っておりますが、東京都には既に五つの民間テレビ局があるわけでございます。既に昨年そしてまた本年に入りまして、前左藤大臣そして現佐藤大臣、両大臣に対して東京都知事等から、東京都に六番目のUHFチャンネルをぜひ割り当ててほしい、こういう陳情と申しますか、要望等がなされてきた経緯があるわけでございます。当初すぐにうふうにも流れとして感じた時期もあつたわけでございますけれども、今日に至るまで実際には周波数の割り当てがなされていないわけでございます。

そこで、東京都の周波数の割り当てについてどのように佐藤大臣は考えておられるのか、そしてまた間もなく認められることになるのかどうか、その辺の見通しを最後に御答弁いただきまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○佐藤郵政大臣 先般東京都の知事が参りました、放送対象地域としてテレビジョン放送用の周波数の割り当てを前大臣に引き続いて要望いたしますので、ぜひお願ひしたい、こういうお話を承り

つきましては、そういう調整依頼をしていきいたい、こういうふうな思っております。

ました。東京都議会あたりの活動が東京都民に、より行政的に理解ができるような趣旨でぜひ割り当てをお願いしたい、こういう話がございました。ところが、一方、民放連の方からも、このような放送局の新設についてはいろいろな問題があるので反対する旨の意見書がまた出されております。したがって、今事務局をしまして幅広い観点から慎重に検討を進めさせているところでございまして、今この場所ですらどうかという御返事はできませんけれども、検討している最中であるということでお答えにさせていただきますたいと思っております。

○山田委員 終わります。

○宮崎委員長 竹内勝彦君。

○竹内(勝彦)委員 まず広帯域無線線に関して二月十七日、それから昨年の十一月十四日におきましても、CATV用の広帯域無線線の創設に関して郵政省が資料を作成しておりますが、電気通信事業法が施行されたことに伴って新たに許可された電気通信事業者及び国際電気通信事業者から、自社の局舎とそれから利用者のビルの間を直接結ぶ無線回線を設定したい、こういう要望がまずございまして、そこで、「端末系広帯域無線線局について」という資料が郵政省電気通信局の名のもとにおいてできておりますけれども、そのことに関して若干伺いたします。

その中で、二月十七日のことにもあるとおり、この種の回線は五十九年三月以来NTTに対して認めてきた、こういうものでございまして、そういう中で郵政省として、市内回線分野の広帯域無線線の利用を四月から、使用周波数帯をふやすことでNTT以外の通信事業者にも認めていきたい、それは御承知のとおりでございますけれども、要するに広帯域無線線、二月十七日に発表しておりますけれども、まず、それに関しての目的は一体どういう趣旨があるのか、その点をお伺いしておきたいと思っております。

○澤田政府委員 広帯域無線線につきまして、先生今御指摘をいただきましたように、昭和五十九年

の三月以来NTTに対しては認めてきたわけでありますが、昨秋ごろから、第一種電気通信事業者それから国際電気通信事業者からも、ぜひそういうものを使わせてほしいという要望も出されてまいりました。第一種電気通信事業新規参入者等の支援措置という意味も込めまして、今回新たに周波数を増設をいたしまして、現在二十六ギガヘルツ帯を使っているわけですが、それに二十一ギガヘルツ帯の周波数を使えるようにいたしまして、第一種電気通信事業者等の用に供しようというところでございます。

○竹内(勝彦)委員 そこで、この資料にもございすけれども、今は二十六ギガヘルツ、これがNTT用に許可になっておる、こういうものでございすけれども、これは郵政省といたしまして、今も御答弁ございましたけれども、今度の二十一ギガヘルツ帯の周波数というものを使用した場合に、どういう利用方法が出てくるのか。聞くところによりますと、二十一ギガヘルツから二十三ギガヘルツまでのものの利用というものが今回考えられる、こういうことも聞いておりますけれども、今回は二十一ギガヘルツだけなのか、前回は二十六ギガヘルツだけなのか、その点をはっきりしてもらおうと、どういう利用方法があるのか、それを明らかにしたいと思っております。

○澤田政府委員 まず、新たに割り当てます周波数帯でございますが、これは二十一ギガヘルツ帯だけでございまして、二十一・二〇、二十一・八五、こういう間の周波数帯を充てるということでございます。

これを使いますというサービスができるのかというところでございまして、高速データあるいは高速ファクシミリ、それから映像、こういったものの広帯域伝送というサービスの提供ができるわけでございます。高速デジタル伝送サービス、まあ専用サービスになるわけでございますが、六十四キロビットあるいは百九十二キロビット、三百八十四、七百六十八、あるいは一・五メガビット、六メガビット、こういうような高速

デジタルサービス、そのほかに映像伝送サービスというものができるといってございまして。

○竹内(勝彦)委員 そして郵政省として、この第一種電気通信事業者の自由競争を促進する意味で、今回はこの二十一ギガヘルツ帯ですが、さらにCATV用の二十三ギガヘルツ帯の広帯域無線線の利用の拡大を積極的に推進をしていく考えはございすか。

○澤田政府委員 CATV用につきましては、既に昨年の秋に措置をいたしております。

○竹内(勝彦)委員 それでは、この広帯域無線線的方式としてはどのようなものがございますか。

○澤田政府委員 広帯域無線線についての使用方法につきましては、先ほども御説明申し上げましたが、高速データ、高速ファクシミリ、映像、こういった広帯域の伝送のための利用ということが考えられるところでございます。

○竹内(勝彦)委員 いや、利用方法じゃなくて、方式としてはどういふものがあるかということを開いていけるのですよ。

○澤田政府委員 利用方法といたしましては、一つは対向型無線方式、これは例えば丸の内あたりのビルの上にセンターを置きまして、そこからそれぞれの利用者に向けて一対一の対向型で行うという方式、それからいま一つは多方向型無線方式というものがございまして、これは、その基地局を中心にして同心円型に多方向に使える、こういうような仕組みというものがございまして。

○竹内(勝彦)委員 確認しておきます。

現在NTTが二十六ギガヘルツ帯でございまして、そこで、NTT以外の第一種電気通信事業者が二十一ギガヘルツ帯を使ってサービスを開始した場合に、NTTの既存の二十六ギガヘルツ帯へこれはアクセスはできますか。

○澤田政府委員 広帯域同士のアクセスということとはできないことになりまして。

○竹内(勝彦)委員 そうすると、これはどういふように考えておるのですか。全く独立させる——第一種電気通信事業者が、本来ならば市内のネッ

トワークとしてNTTが独占の形でございまして、そこへ乗り入れができなかったならば、この二十一ギガヘルツ帯を許可する理由は一体何なんですか。これは利用方法が、今局長が説明したような形にならなくなってくる。乗り入れを今後考えているのか、あるいは何らかの方法があるのか、そういった面を御答弁いただきたいと思っております。

○澤田政府委員 一つは、NTTの回線を使わないうで端末までの電気通信サービスを提供できるというところに大きなメリットがあるわけですが、さすがに、もちろんNTT回線との接続ということも可能でございます。新規事業者がこの広帯域無線線のサービスを提供したしまして、それから先、NTTの回線との接続ということは可能でございますので、いろいろな組み合わせによるサービスの提供ができるであろう、こういうふうに考えております。

○竹内(勝彦)委員 何らかの理由でNTTがその接続ができないというようなことはございせんか。例えば回線端末装置ですね、デジタル・サービス・ユニット、DSUといいますが、これは聞くところによるとパテントというようになりまして、おとどけておられます。そうなりますと、このDSUに二十一ギガヘルツ帯ではこれは乗り入れはできない、あるいは新たに二十一ギガヘルツ帯のDSUをつくらなければならない、その場合は、DSUがパテントになっておる。そうなると、そのDSU自体も、その装置自体を設置していくことが不可能になるといふような懸念はございせんか。

○澤田政府委員 接続に当たりましてNTT側の回線の技術的事項が明確でなければ、接続ができないという問題はあろうかと思えます。もちろん、私どもが今回認めるに当たりましてNTTのデジタル回線との接続についてこれを制度的に禁止するということではございませんので、接続という要望がございまして、それが円滑に行われるよう私もいろいろ相談にあずかり、お手

伝いをしてまいりたい、こういうように考えております。

○竹内(勝)委員 今回の二十一ギガヘルツ帯の開放に付いて、二十六ギガヘルツの独占で結局そこには乗り入れもできない、あるいはパトントのためにDSU自体も装置を設置するのが不可能というふうなことのないうに、今の局長の御答弁でございしますが、今回のこの自由化それから自由競争、こういった意味におきましてもぜひスムーズに乗り入れができ、さらにどちらでも使えていくという、要するに利用者の立場に立ったものになりますよう要望しておきます。これは答弁はいいです。

もう一点、総務庁見えていますか。——臨時行政改革推進審議会の特殊法人問題等小委員会、委員長瀬島さんでございしますが、昨日明らかにしたところによりまして、「特殊法人の一般の活性化方策に関する報告書案」なるものがまとまっております。その中で日本放送協会に於いて、「要員削減と一果一局の再編成」といういったものはよくわかります。それから「放送生産物の副次利用を公共放送の目的に反しない限度で進め増収を図る。受信料値上げの極力長期にわたる抑制を図る」というような項目もございしますが、この「副次利用を公共放送の目的に反しない限度で進め」今も進めておりますが、ちょっと御説明いただきたいのは、どのようなものを考えておられるのか。「受信料値上げの極力長期にわたる」、まあNHKとしてもかなりの努力をしております。今までも大体三年なり四年の単位で値上げ、値上げで来ておりますけれども、この「長期にわたる」というのはどんなことを考えておられるのか、具体的にその点の御説明をいただきたいと思ひます。

○重富説明員 お答え申し上げます。

NHKにつきましては、今先生御質問のとおり検討していることは事実でございますが、まだ検討中でございまして、各方面から意見を聞き、内部で慎重に審議を続けているところでございまして、審議の内容につきまして具体的に申し上げる段階ではないというふうに考えております。

なお、先生がたまたまお示しになりました新聞記事につきましては、私どもの方で公表したものでございませんで、記事の具体的な内容について意見を申し上げることは差し控えてさせていただきますと思ひます。

○竹内(勝)委員 時間ですから終わりますが、それじゃ、もう一点だけ。いつごろこれが具体的にまとまってきたて、公表できるような大体のめど、それだけ簡単に御答弁いただきたい。

○重富説明員 お答え申し上げます。小委員会の報告は四月末に取りまとめる予定でございまして、四月末に審議会に報告いたしますが、その際に公表したいと思っております。

○竹内(勝)委員 終わります。

○宮崎委員長 田中慶秋君。

○田中(慶)委員 今回の電波法の一部を改正する法案は、すなわち、外国人あるいは外国の法人、さらにはまた外資系の企業について、社会活動、経済活動を主体とする形の中で、まさしく国際化時代や、あるいは今問題になっております貿易摩擦を考えたときには、大變的を射ている形の中で改正をされるということについては、大變評価が高いではないかと思ひます。それらに関連しながら、若干現在の電波法の問題、すなわちF.M.局の免許申請等についてお伺いをしたいと思ひます。

例えばF.M.の放送は、全国的な普及を目的として、民間F.M.放送の事業のチャンネルの割り当てが全国的に行われているわけでありまして、新局を誕生させるということは大變結構なことだと思ひます。しかし、現在全国の各府県の中で免許申請を受理しておりますけれども、三年たつてもたなざらし同様になって予備免許が与えられない地区が相当あると聞いているわけでありまして、そういう中で、電波法の第七条によれば、郵政大臣は申請書を受理したときから速やかに審査しなければならぬというたつてあるわけでありまして、今日、政府が規制緩和や見直し等々を行っている中では、この項目は大變的を射ているわけですから、でも、現実には審査がおくれている、三年たつても予備免許が与えられない、こういうことになっているのは、今日の電波法を審査している精神と実体というのが逆行しているのじゃないかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○森島政府委員 F.M.放送局の周波数を割り当てたのにかかわらず、まだ予備免許に至らないというものがかなり残っております。ございまして、これにつきましては私も、電波法の精神からいまして、早くこれを進めなければならぬというところでいろいろ努力はしておりますが、その地域のいろいろな事情でどうしてもそれがおくれいている、こういう実態がございまして、今後大いに私も努力いたしたいかなければならぬと思っております。

○田中(慶)委員 今の答弁で大きいということでありまして、少なくとも現在もう既に三年たつても予備免許が与えられないという実態をどう踏まえていくか。例えば郵政省の免許申請審査についての項目があるわけですが、いいですか、その項目の中に「申請が新局の早期設立を積極的に行う項目の中にあるかどうかを厳しく審査する」という一項目があるわけですが、ところがこつちで、大臣は受理したら審査を早急に行わなければいけないという大變相矛盾した、法律の精神と皆さんの審査についての具体的な指導要綱というものが違っていることについて、これはどういうふうに理解しているのですか。さっぱりわかりません。

○森島政府委員 私どもの無線局の免許の申請の審査は電波法に基づいて行っております。それから、電波法に根拠を置きます放送局の開設の根本基準というのがございまして、この電波法令によって審査した上でございまして、しかし、地元の情報によつて一本化して調整する、こういう動きがありますときにはそういう一本化調整という形を推進していただいて、そこででき上がった一本

化の申請というもののについて、これはまた電波法に基づいて厳正に審査する、こういうことで私も基準をはつきりしております。

○田中(慶)委員 言っていることがさっぱりわかりません。

大臣、ちょっと答弁してください。いいですか、郵政大臣は申請書を受理したとき速やかに審査をしなければいけないという法律があるわけですが、ところが、指導要綱の中においては、申請が新局の早期設立を積極的に行う項目の中にあるかどうかを厳しくチェックするということ。その結果、三年間も野ざらしにされて予備免許が与えられない、こういう結果がある。これは法律の精神と相反しているのではないかと私は質問しているのですけれども、的を射た答弁をされていません。これは具体的に大臣の、あなた自身の法律ですから、どう思ひますか。

○佐藤國務大臣 免許の申請があつてスマートに、スピーディーに解決して予備免許を与える、そういう地区と、今先生が言われたように、二年三年たつてもなっていない地区との非常にアンバランスな体制になっていることは事実でございまして、したがつて、法律の趣旨に基づきスピーディーに、速やかに審査をして免許を与えるといったような法の精神には現実にはなかなかない。そこで現実には現実には現実には現実には現実には、事務局が法の趣旨に基づいてその一本化に努力をしておられるのがおくれた地域の実情であらう、こういうふうに思っております。

○田中(慶)委員 いずれにしてもこの法の精神に基づいて予備免許をできるだけ早く与えなければいけない、それが実態だと思ひます。

そこで聞いてお伺いしたいのは、例えば免許を与えるという前提で今一本化調整というお話がございました。その一本化調整というものがそれぞれの地域で——今の郵政省はこれに対する具体的な指導要綱がない。例えば知事に依頼したり、それぞれの商工会議所に依頼してみたり、いろいろなことをされているのが実態であります。加えて言う

ならば、その株の配分がめちゃくちゃでありま
す。それがやはり大きな問題になっているわけ
であります。特にこの法の精神の中で、既存のマ
スコミからFM新局の役員への参入については厳しく
されていたり、あるいはまた株の割り当ても禁止
をされている状態になっているわけですから、これ
も、その辺も最初にお伺いしておきたいと思
います。

○森島政府委員 多数の申請が競合しておる場合
におきまして、その地域の実情を熟知した方、そ
れから中立的な立場にある方ということで、知事
とか商工会議所の会頭とかこういう方に申請の
一本化の調整をお願いする場合が多いわけでご
ざいます。ただ、その場合におきましても、申請の
審査というのは、先ほども申し上げましたように
電波法に基づいて行われるわけでございますので、こ
の調整を依頼する方に対しましては、電波法の審
査が行われるという点については十分お話し
し、また一本化調整ができた場合、それとま
とまった申請が出された場合には、これはまた電
波法の審査を行う、こういうことでございま
す。それから、マスコミの出資の問題でございま
す。これは貴重な電波を使用するという点で、
マスコミの集中を排除することが必要だとい
うことでその方針をとっております。これは私
どもの申請の審査のポイントということにして
おるのですが、先生のおっしゃった御趣旨は、マ
スコミの出資というものが表に出なくても、
ダミーというものがかなりあるはずだ、おかし
いではないか、こういうことかと思ひます。私
どもも表に出ました出資であれば、これはマ
スコミの集中を排除するわけでございま
す。ダミーということと隠れておりますもの
については、それがマスコミの出資によるもの
かどうか非常にわかりにくい、非常に難しい、
こういう実態がございますが、いずれにしま
してもマスコミの集中を排除するという方針
は今後もとっていくこととさせていただきます。

○田中(慶)委員 やはり指導ということ
は明確に

しておかなければいけないと思ひます。いい
ですね。

そこで、実は青森の関係で資本の構成とい
うのが明確にありません。これはマル秘の文
書でございまして、申請に五〇％、マスコミに
三〇％、(地元マスコミ一三・〇％、中央マ
スコミ一〇・五％)こういう形で明確にしてい
るわけではあります。あなたの方はマスコミを
排除するということをおっしゃっている。しか
し具体的にどういふ文書で明確にしている
のか、言っていることとやっていることがち
やなんですよ。ですから今言った一本化調整
も難しい、あるいはまたいろいろな形の中で
申請というものが、電波法というものがそ
ういふ点で大変おかしな形の中で動かされて
いる。ダミーの話も出ました。各地方の中で
申請されると、八〇％がダミーなんです。全
然表に出てきておりませんけれども、そういう
問題を含めてやはり指導要綱が明確にこの
際必要です。マスコミを認めるなら認め
ない、明確にしておく必要があると思ひま
す。私はマスコミが悪いとかいふ言ひは思
ひません。明確なそういう指導のものが
ないためにおかしな形になっていること
です。

例えばこういう例があります。長崎、現在申
込んでいるのが三百九十三社、金沢二百九十六
社、盛岡二百四十社、山形百五十九社、青森百
一社等々が全部出ているのです。その八割が
ほとんどマスコミ、ダミーと言われているところ
な。それだつたらやはり明確にしておく必要
がある。認めないなら認めない、認めるなら
認める、そんなことを含めて。あるいは株の
割り当ても、今申し上げたように地元は幾
らある、申請社幾ら、中立株幾らと、その基
準がないもので、いつまでもたつても、三年
たつてもできない、ばらばらな行政指導、
これが実態なんです。これをどういふふう
に今後取り組んでいくのか、明確にして

ださ

○森島政府委員 申請の中にマスコミからの出
資という点で入ってくる場合は、これは明らか
にマスコミの集中を排除する方針で私も審査
するわけでございまして、一本化調整の段階
でいろいろ地元の事情でやられていることにつ
きましては、先ほども申し上げましたように、
電波法の審査という点については一本化を調
整される方にもお話ししてございしますが、
その調整の段階でいろいろ話していること
については私も直接はタッチしないわけでご
ざいまして、それが申請として出てきた段階
で厳正に審査する、こういうことになつて
おるわけでございます。確かにそういう場合
に、先ほども申し上げましたように裏に隠
れたダミーというふうな問題があるかと思
ひます。これにつきましても、とにかくマ
スコミの集中を排除する方針でいくというこ
とで厳正な審査をする、こういうことで最終
的に私もチェックしておるわけでございます。
一本化の段階におきましていろいろ話
し合ひたいところにつきましても、いろいろ
御指摘のような問題があると思ひますが、
私は、私も、電波法の審査とそれの精神に
ついては、一本化調整の段階でも十分それ
を踏まえてやっていただくようにお話し
しておるわけでございます。

○田中(慶)委員 答弁にならぬです。資料
を持っていって、あなたどう思ひますか。格
好いことはいくらでも、そんな話は、具体
的にそれをどういふふうに思ひますか。そ
うでしよう。まだここに千葉もあつた。マ
スコミを排除、正式になつていない。マ
スコミを排除すると言つておきながら、現
実にそうやって、法律を守らない、現実に
それを認めていながら、それがだつたら
それを具体的に明確にして、じゃこ
う改正するとか、いかにばらばらな配
分方式をとつていくのか、私はそれ
を聞いています。

○森島政府委員 申請書の中でマスコミ幾
ら、こ

う出てきた場合には、私も明らかに集中排
除という点で審査でチェックいたしますので、
その途中段階でもマスコミの集中を排除す
るという精神を踏まえてやっていただか
ねばならない、こういうふうな思ひ
でおるわけでございます。

○田中(慶)委員 私は具体的にそれを見
せてやっているのです。あなたの答弁だと、
全部それで免許できませんね、マスコミ
追い出しですね。千葉もあり、神奈川も
あります。それはおかしいじゃないですか。
ダミーもあり、認めておきながらそんな
ことを運営されるでしよう。そういう
ところからいろいろ問題が出てくる
です。大臣、それをどう思ひますか。いい
ですか、これを見てください。

○森島政府委員 もしこういう形で申請
が出てくれば、これは免許できないもので
ございまして、マスコミという点で明らか
にされた場合は、その審査は……

○田中(慶)委員 それは私が書いた文書
にありません。具体的にそれで調整して
おるのです。おかしいじゃないですか、
それだつたら申請できません。許可でき
ません。しかし、現実には許可しておる
例もあるでしよう。あなたがおっしゃる
ように、現実のことを踏まえて私は言つ
ておるのです。法律の精神だけだつたら
全部許可になるでしようし、あるいは
また、現実にはそういう一本化調整の中
で問題になっているから私は指摘を
しているわけですから、それをどうとら
えますか。それだつたら、むしろ株の割
り当てもこういう形である程度決めて
おいて、ではマスコミは幾らだとい
うことを明確にしておく必要があるの
じゃないですか。いつまでもそんな
曇りガラスみたいなことをやって
おるからおかしくなつてくるの
じゃないですか。大臣、答弁してくだ
さい。それじゃだめです。あなたの答
弁だつたら全然わからぬ。FM放送局
の免許につきましては、マスコミと

いうものの排除をしておりますので、こういう形で出てきた、これは当然でございせんが、先ほど申し上げましたように、ダミーという形で裏に隠れているものについては、私もこれを判断するのは非常に難しい。申請の段階では、厳正なチェックをいたしております。

○田中(慶)委員 ダミーを自分で——私がダミーと言ったのじゃないですよ。一番最初から向こうでダミーと言っておるのですよ。現実には八〇%がダミーなので、では、それをどんな形で現実的にチェックできるのですか。それはおかしいと思うのだな。ここにも、指導要綱の中に全部に、マスコミもそういうことは排除する、役員に入れてはいけないとか書いてある。しかし、一本化調整を依頼すると、具体的に株の割り当てをマスコミ幾らと全部書いてある。それはおかしいじゃないですか。大臣、答弁してください。

○佐藤國務大臣 申請の段階における具体的な御指摘でございますので、事務局はなかなか難しい返答になっておると思いますけれども、そういういろいろなことがありますので、現地の知事あるいは知事でない場合は県民から見ても、ああ、この人ならば信頼性があるといったような経済界の人とか、先生御承知のとおりにそういう手法でお願いをしておるわけでございます。その過程でマスコミの集中排除はしてほしいということとを明確に指導しているわけでございますので、現実に出されたこの内容のものが、私今初めて見たのですけれども、知事の段階においてどのような調整が行われるか、そういうことを見守っていきたい、こういうふうに私は思っております。

○田中(慶)委員 私、納得しませんよ。具体的に言われて、具体的に指導されて割り当てられておるわけですよ。ですから、私はそれがいけないとかいいとか言っておるのじゃないですよ。それだったら、割り当てを明確に、地元幾らであるとかマスコミ幾らであるとか申請社幾らであるとか、そういうことを明らかにしておく、そしてそ

の比率に基づいてやるのが行政の公平な指導じゃないですかというのを私は申し上げておるので、はっきり言っておく。

みんなそれぞれの県が、極端なことを言えば、申請する日本全部がまちまちなんです。そんな行政がどこにありますか。法治国家日本です。配分だつて、多少のポイントが違っているのだったから、その程度はわかります。大幅に違うのですから、それだったら行政指導なんて要らないでしょう。この法律も要らないでしょう。私はそういう趣旨で申し上げておるのですよ。いいとか悪いとか言っておるのじゃないのです。やはりそういうことがすっきりした形の中で不公平さをなくす、あるいはまた、いろいろな形で裏取引までされているのだから、そういうことをなくすことにつながるのじゃないかということでは申し上げておる。その辺がちゃんと明確にならないうちは、私はこの問題について質問保留にしたい、このです、はっきり申し上げて。きょうはそれだったら採決できませんからね。明確にしてください。

○森島政府委員 私どもの免許申請の審査は、先ほど申し上げましたように電波法、それとこれに基づきまして省令でやっておりますので、調整の段階で、例えば先生おっしゃいますように、どの地域で何%とか、どの産業界が何%とか、こういう一つの基準を決めたらどうかという御趣旨かと思ひますけれども、これも地域ごとのいろいろな実情というものが違いますし、またそれを決めましても、実際にそのとおりうまく業界ごとの配分がされるかということにつきましては、私も今までの経験からしまして、その辺はやはり調整した方に御依頼し、その際、先ほどからよく申し上げています、マスコミの集中排除ということも調整者の方にお話ししてやっていただいております、こういうことでございます。基本は、この電波法令に基づき審査ははっきりしておりますので、それの調整の段階におきましてのやり方というの、地域の実情を踏まえてやっていただいております、こういうことでございます。

○田中(慶)委員 はっきり申し上げて、それは詭弁ですよ。

いいですか。大臣、よく聞いてください。中間でも相談に来ているのです、こういう実態ですよというのを含めて。時には指導もしているのですから。ですから私は、そういうことを含めて明確にしておかない限り、いつまでも——そうでしよう。指導要綱では、既存マスコミを締め出すみたいな明確な指導。しかし、今言ったように、一本化調整の段階でそれぞれの府県においては、私はそのやり方がいいとか悪いとか言っているのではない、府県によつてはマスコミと明確に出ているのです。もっとひどいのです。役員を送るとまで出ているんですよ。マスコミから役員を送るまで。それは排除することになっていないんですよ。それは法律には。ですから、そんなことを含めてやるならば、法律があつたつて法律がないのと同じ。一本化調整だ、調整だと言つたつて。

ですから、そういうことを含めて、そのことが明確にならない限り——大臣、そう思うでしよう。おかしいと思うでしよう。法律は一本です。やられておることはめちゃくちゃです。違つたのですから。そしてダミーだとみずから言つておる。まさしくダミーがあるのです。申請の大体八割ぐらいがダミーの名前を使つておるのです。それは明確な指導で、割り当てがちゃんと明確になっていけば、ダミーなんという言葉は嫌でしよう。申請の段階でそんなことで、そしてそれをチェックする。多くの時間の浪費だらうし、それで現実には株の割り当ての中にはそのダミーが入つて、その主導権でマスコミはちゃんとやつておるわけですから。そんなことを踏まえると、それこそ脱法行為と認めていくようなものを要する道ばかり平気で認めているようなものなんです。

○佐藤國務大臣 先生のお話を聞いて私感しますことは、電波というのをその県の地域の方に割り当てる、これはもう先生御承知のとおりです。そのうでなくして、県知事に電波を上げるとかどなたに上げるとかいうのではなくして、県民に差し上

げている、県民のものでございます。したがつて、五百人とか三百人とかたくさんの方々の希望者が出る。そういう出るような過程において、株の持ち数があるのは幾ら、これは幾らというような規定的なことは、それはやつた方がいいでしょうけれども、なかなか難しい。やはりそういううな地域の方々のお世話によつて、その株の持ち分とかそういうもので一本化をしていただくというのが現実ですから、そういうようなことをスマートにやつていくようにしていただいて、その中でマスコミの集中は避けてくださいよ、こういうようなことで、一企業のマスコミがそれを独占してしまふようなことのないようにしてもらいたいという意味だと思ひますよ、マスコミの集中というの。

したがつて、そういう意味で、申請が出た段階において厳正な審査をしていくということを事務局が答えたわけでございますので、こういうようなやり方というの、いろいろな面においてなかなか一本化できない地域もありますけれども、スマートにできる地域もあるし、現段階における電波の割り当て、そして免許を与える、そういうシステムでとらえた最上の知恵の一つの結果がそのような方向になつておるということで御理解願えればありがたいと思ひます。

○田中(慶)委員 理解しませぬ。大臣、百歩譲つたとしまし。いいですか。そういう株の割り当て方を一本化調整、マスコミを含めてやられるわけですね。ところが、そのやり方に不満があつて不服を出しますと、そこには認めない、あなたは資格がないと、削られてしまふのですよ。大臣の言つておることであるならば、それは認めていくでしよう。そうじゃないのですよ。正しい者が消されるのですよ。私はそれを言つておるのですよ。ですからおかしい。正しい者が消されて浮かばれるのであれば、私は百歩譲りましよう。やつておることが違ふのですから。このことは、大臣が幾ら立派な答弁をされても、私は理解できないし、納得しない。

もう時間も来ておりますし、この問題はまだありますので、私は留保します。時間が参りました。時間だけはお互い守る必要があると思っておりますから、この質問については留保します。答弁も、少なくともまだ結論が出ておりませんし、そして今やっている実態というものははっきりめちやくちやなことをやっておりますから、いいです。大臣、そういうことを含めて、私の質問を終わります。

○宮崎委員長 佐藤祐弘君。

○佐藤(祐)委員 今回の電波法の一部改正、その三十七条関係は、海上における人命の安全のための国際条約関連であります。私たちも必要なものだと考えております。

もう一つの五条関係、外国性排除の緩和に関しましてありますけれども、幾つかたしたいと思っております。

この五条改正は、陸上に開設する無線局について、相互主義を前提として外国人等にも免許を与えることができる範囲を拡大するというものである。昨年行われてきましたいわゆるMOS協定あるいは日米専門家会合で陸上移動中継局の開報が合意されたというふう聞いております。それで、最初にお聞きしたいのは、この陸上移動中継局の開放によって米側は何をやりたいのか。MOS協定及び専門家会合での今回の五条改正に絡む米側の要求はどういうものであったか、その点をお聞きしたいと思っております。

〔委員長退席、畑委員長代理着席〕

○澤田政府委員 今回の改正によりまして、陸上用中継局あるいは無線呼出局、こういったものについて外国人、外資系企業が開設できるようにということをお願いを申し上げているところでございますが、陸上移動の中継局と申しますのは、陸上の移動局と基地局との間あるいは陸上移動局相互間の通信を中継するために開設するものでございまして、あくまでも自営のための通信回線の設定ということに限定をしているものでござい

○佐藤(祐)委員 具体的に米側の要求についてお聞きをしたいのですが……。

○澤田政府委員 アメリカではその手のものはトランクシステムといって用いられている仕組みがございまして、そういったものを日本の国内でもやらせてほしいということでございます。その使い方をいたしましては、ある意味では日本ではMCA方式といいますが、マルチ・チャンネル・アクセス方式ということで仕組みをつくれる、そういう仕組みがこの中継局を置くことによって可能になるということでございます。そういうものを自営のための施設ということで、アメリカとしても日本の国内で使わせてもらえれば、こういうことでござい

○佐藤(祐)委員 例えば日本経済新聞によりまして携帯用データ通信のシステム、そういうものを使いたいのだということのようでありまして、これは一月十日付の日本経済新聞に詳しく載っているのですが、アメリカのモトローラ社というところが開発したポータブル・データ・ターミナル、KDTシステムと呼ばれているようですが、こういうものを日本で使いたいのだ。これはIBM系だということにも聞いているのですが、そういうことなんでしょうか。

○澤田政府委員 アメリカではそういう携帯型の端末機器をデータ伝送用に持たせまして、基地局を置いていっているという例があるようでござい

ます。これは基地局と端末、携帯用の移動局ということになるわけでござい

合うものならば認める方向で対処するということが話をいたしております。

○佐藤(祐)委員 そうすると、今のことを含めて、いずれにしても最初回答された、あくまでも自営のためのものだ、自営通信に限定しているのだということですね。その点をもう一度確かめたいのですが、問題は、こういうことが進む中で業として営まれるというようなことがあつてはならぬのだと思うのです。しかし、どうもアメリカ側の意図は、何かそういうことをねらっているのじゃないかという懸念もあるわけ

〔畑委員長代理退席、委員長着席〕

自営通信ということでシステムをつくりまして、各企業にも参加を呼びかけて、協同組合的な理由の仕方、そういうことで、名目的には自営だけれども実質的には事業にしてい

○澤田政府委員 電波法の相互主義による外国性の排除の緩和という措置につきましても、今回のものに

○佐藤(祐)委員 一つ確認をしておきたいと思

これまでかねがね言われておること

電波というのは有限希少である。しかも、我が国の現状では大変込んでいますか、逼迫しているわけですね。したがって、外国性排除の緩和を進めていくという場合にも、国民の電波利用がそれによって窮乏になる、阻害されるというようなことがあつてはならぬ。これは大原則だといふふうに思うわけ

○澤田政府委員 すべての無線局について、外国人にも日本人と同様に開設を認めよということではござい

ただ、お互いの相互主義あるいは電波の利用の促進という観点から見て望ましい、または航空機とか船とかそういうような人命の安全のために国際的にも義務づけてなければならぬような無線、こういったものについてはオープンにしていくということになるわけでござい

ところでございます。

○佐藤祐委員 今の原則と関連するわけですが、次にOTHレーダーに関連してお聞きをしたいと思ひます。

OTHレーダーの問題は、国会でもたびたび取り上げられてまいりました。電波利用の面で、そういう側面から我が党の佐藤昭夫、山中郁子両議員も、参議院の通信委員会などで取り上げましたし、本委員会でも先日米議論をされてきております。そういうことを踏まえた上で幾つかお尋ねをしたいわけですが、防衛庁、来ていただいていますね。

まず防衛庁にお聞きをしたいのですが、防衛庁はこれまでの答弁でまだ検討中であるということ、なかなか詳細は明らかにされないで来ているわけですが。しかし前回の答弁で、アメリカの海軍が開発中のものも、技術資料を取り寄せて研究しておるといふふうに言っておられました。米軍は空軍用と海軍用別々に開発しているようですが、空軍のものとは海軍のものではどう違うかあるのか、原理的な違いがあるのかどうか。それから、それとどういふ周波数帯を使うものであるか、それと出力ですね。また、まとめて聞きますが、米軍の配備予定、空軍のはいつ、海軍のはいつ、あわせてお答えをいただきたい。

○宝珠山説明員 御説明いたします。

第一番目の海軍型OTHレーダーと空軍型OTHレーダーの違いでございますけれども、三点に要約できるかと思ひます。

原理的にどうかという点については、短波が電離層に反射するということを利用して、遠方の目標を探知追尾するといふものでございまして、全く同様でございます。

性能面で見ますと、空軍型レーダーの主として航空機を目標とするものであると理解しております。これに対して海軍型は、艦艇を含む移動物体の探知を目的としております。

それから設備の関係でございますけれども、空軍型は、ある基地に固定して運用するといふこと

で考えられているものでありますが、海軍型の場合には、あらかじめ用意された、サイトと言っておりますが、敷地などというところになるかと思ひますけれども、そこには、比較的短期間に移動して運用することができるといふ点に要約されるように思ひます。

周波数の問題でございますが、いずれもまだ実運用には供されていないものでありまして、空軍型が米国の本土防空といふことで、ことしの夏ごろから運用を開始しようかといふことであります。まだそういう若干の変化があるといふことを前提としてありますが、私どもが今まで得た資料によりますと、海軍型でございますと五から二十八メガヘルツ、送信出力は二百キロワットになるというふう聞いております。空軍型は、先ほど申しましたように固定型である性格もあらうかと思ひますが、周波数は六・七から二十二・三メガヘルツ、しかし、出力の方は千二百キロワットといふことで、海軍型に比較しますと六倍といふことで理解しております。

それから配備計画についてでございますけれども、先行しております米本土防空用の空軍型は、東海岸に三基、西海岸に三基、南方向に向けて四基、アラスカに二基、十二基配備する計画と聞いております。しかし、すべてが予算化されているわけではございませんで、現在時点では、東海岸の三基と西海岸の一基が認められていると理解しております。この一部がことしじゅうには空軍に引き渡されるということでありませう。海軍用につきましましては、およそことしの秋ごろから実験を開始するといふような状況でありまして、八八会計年度末に一号基をアリューシャンの阿姆チカに配備しまして実運用のテストを行う、八八年末から八九年に聞かうかと思ひますが、この運用を開始する予定と聞いております。

以上でございます。

○佐藤祐委員 OTHレーダーの軍事面の問題につきましましてはこの場での議論ではありませんが、きょうは電波面でお聞きをしていきたいので

すが、今答弁がありましたように、海軍用で五メガヘルツから二十八メガヘルツといふことで、大体三メガヘルツから三十メガヘルツまでは短波帯ですね。これを使うといふことになるわけですが、これは郵政省にお聞きをしたいのですが、現在具体化しているものでいいですか、答弁がありまして五メガヘルツから二十八メガヘルツ、この周波数帯は現在どのような通信に使われておりますか。

○澤田政府委員 船舶とアマチュア用に使われているといふふうに思っております。

○佐藤祐委員 それ以外にも海難救助とか漁業無線、アマチュア無線、相当いろいろ使われているわけですね。しかも、その波帯は今かなり込み入った状態になっているわけですが。短波というのはもとと長距離通信にいいといふことで重要な波帯であります。ここにOTHレーダーが割り込んでくるといふことは、そういうことになるわけですね。現在実際にかなり込み入って使われている状態のところにOTHレーダーが割り込んでくる。郵政省としては、米軍が開発し自衛隊が導入しようとしているOTHレーダーについて、どういふ認識を持っておられるかといふことをまずお伺いしたいと思ひます。

○澤田政府委員 米軍の開発しようとしている計画あるいは自衛隊自身の計画といふものについて、郵政省としては承知をいたしております。で、今のところどういふ対応ということもお答えをしかねるといふところでございます。

○佐藤祐委員 ちょっとそれがおかしいと思うのです。先日米郵政省は承知していないという答弁なんです。もちろん、直接何も聞いていないといふことなんだろうと思ひますが、これだけ大問題になっているわけですよ。国会でも予算委員会その他でも取り上げられ、当委員会でも取り上げられたといふことですから、いつまでもそういふことを言っていたのではおかしいと思ひます。しかも、アメリカの空軍はことしじゅうに配備す

る。日本軍直接かかってくるのは海軍レーダーだと思ひますが、海軍のOTHレーダーも八八年から八九年にかけてといふことですから、間もないわけですが。これはしかも出力が相当大きいといふことがあります。まだ開発途上という面もありますから、実際のものがどういふふうになっているかといふことはこれからの問題という側面も大きいと思ひますが、こういうことを思ひ出すので

かつて沖縄の米軍放送、VOAで非常に大きな問題が起きたことがあった。皆さんも御記憶だろうと思ひます。あれは中波ですけれども、非常に出力が大きくて、一メガワットで放送していたわけですが。そのときに、米軍基地の近くの水道管が共鳴するとか、蛇口から音楽が聞こえるとか、あの当時相当問題になったのですね。物干しも、針金を使っているようなところはそれが熱くなってしまうとかといふことで大問題になったことがありました。

しかも、今の答弁で出てきたのですが、そういうように出力が大きいのですから、いろいろな影響が出るわけですが。アメリカの場合でいいますと、東側に三基、西側に三基、南が四基ですが、これは空軍開発のものです。これをみんなアメリカ本土の海岸線に外側に向けてつけているのです。外側に向けて電波が発射されるわけですが、それで、これはそういう論文も出ているのですが、電波障害も大問題で、米空軍のOTHレーダーは海岸線に設け外側に向ける、国内には入らないように、背後に巨大な金網のバックスクリーンを立てている。ことしじゅうに配備しようとするものについて、そういう措置までとる計画になっているわけですが。それだけこのOTHレーダーが実際に動き出すと電波障害は大変なものになるのです。

ところが、日本の場合、この点で考えるところなるといいますと、グアムに置く、それからさつき説明のあったアリューシャン列島の阿姆チカ、こういうところにも置くといふことです。

それから、これは日本本土方向に電波が出るわけ
です。それと、自衛隊がアメリカの要請を入れて
今検討中というのも問題です。これは当初硫黄島
というふうな言われておりました。その後いろいろ
な条件があつて、現在は喜界島と馬毛島です
か、これを候補地として検討しているというふう
にも聞いておりますが、いづれにしても、ここに
も配備されれば、そこからも電波が日本列島に発
射されるということになるわけです。つまり、日
本列島は二重三重にOTHレーダーの電波に包み
込まれる、こういう状態が出てくるわけです。こ
れは大問題だと思つておられます。ですから、防衛
庁から正式に何か話があつてから考えるというの
ではなくて、郵政省として防衛庁にも資料を求め
ていくとか、そういうことも含めて、OTHレー
ダーによる電波への影響について研究、検討すべ
きだというふうに私は考えるのですが、この点は
大臣にお聞きしましょうか。大臣、いかがでしょ
う。

○澤田政府委員 ただいま先生の御質問をいた
だきまして、私もいろいろなOTHレーダー
についての情報というものは集め、勉強してい
かなければいけないというふうには思つてござ
います。いづれにいたしましても、具体的な
状況というものを把握しない限り、それに対する
対応なり何なりというもののについての明確な検討
というのはいたしかねるかなというふうな考
えておるわけでございます。

○佐藤國務大臣 今局長が答弁したと同じよう
に、この問題については関心を持っております
ので、防衛庁からも正式な話があるでしょう、あ
つた段階でまた対応しますし、また、在日米軍ある
いは米東海岸からのそういうような混信状態が事
実どうなつておるか、そういうことについても慎
重に検討していく、こういうことでお答え申し上
げます。

○佐藤(祐)委員 時間が迫つてきたような
ので……実はアマチュア無線の人たちも、これは
大変心配をしているのです。ハム仲間とかい

いる方々の間で今大問題になっていまして、運動
も起きてきているのです。

先日、デイリー読売ですが、これに「OTH
レーダーはハムの敵」という投書まで載るよう
なつています。それから通信関係の全国金属所
属の労働組合なども、OTHレーダーがやられ
ると短波無線通信が事実上できなくなる、そう
いう危機感を持っておられます。また、アマチュ
ア無線の愛好家の仲間、こういう中で、これはハ
ムジャーナルという雑誌ですが、これでもいろいろ
な特集もやっております。ここで愛好家の方が
OTH対策委員会設立を呼びかけている、そうい
う動きも出てきているわけです。この中では、
「このままでは、HF帯は死のバンドになつて
しまいます。死のバンドになつて使えな
くなる」ということですね。そういう点で反対の署
名運動なども起きて始めています。そういう大
きな、国民的に重大な危機が起きている問題なの
で、ぜひそういう問題として重視して、自衛隊か
ら何か正式に問題提起があつてからというのでは
なくて対応すべきだということを再度申し上げた
いと思うのです。

それで、先日の委員会の答弁で、現在既にウ
ッドベッカーノイズが発生してしまつて、その問題
が議論されました。それで郵政省は、北の方向か
ら来ているということで、ソ連に要請もして回答
も来たということでありましたが、回答はどうい
うもので、その上でさらにどう対応しようとして
おられるかという点を簡潔にお答えいただきた
い。

○澤田政府委員 ソ連主管庁からは、国際電氣通
信条約の規定の通り運用しているという旨の
回答がございました。

しかし、依然として混信が発生をいたしている
わけでございますので、今後外交ルートによる申
し入れ等についても、外務省と協議をしていると
ころでございます。

というふうに答弁されたのですが、そういう文言
の回答だったのでしようか。

○澤田政府委員 短波帯を使用する無線設備の調
査を行ったところ、ソ連は国際電氣通信条約及び
無線通信規則における周波数スペクトルの使用及
び他国の無線設備への混信の排除に関する規定に
の通り運用している。短波帯を使用するこれら
の無線設備は、遭難、緊急、安全の目的のために
割り当てられた周波数では運用していません。ま
た、航空及び海上移動業務のために割り当てられ
た周波数についても同様、こういう趣旨の回答が
あつたということでございます。

○佐藤(祐)委員 どうももう少しそれは正確に検
討が必要だと思つていますが、必ずしも電波を発
射してないという回答じゃないような気がするの
ですね。——それは誤ります。

時間がありませんので、結論的に最後。要する
にウッドベッカーノイズについては、日本の郵政
省としても困つたものだということ、ソ連にも
申し入れをしたということですね。そういうこと
をやっている当事者である日本が、みづから同じ
ような電波を出すものを配備しようというのは、
これはどうしたっておかしいわけですね。ソ連に
対して文句を言っている。同じようなものを日本
に配備して、今度はソ連に電波を出そうというも
のですから、今自衛隊が検討を進めているという
のは、これは全く国際的にも説得力がないとい
うことが一点あるわけです。

それから、同時にこれは日本国内にも大きな影
響、さつきから言つていますような障害が起きる
ということでありまして、ですから重ねて、こう
いう国民が使っている電波帯が軍事用に席巻さ
れてはならない、あくまで国民の電波を守るとい
う立場で、郵政省はそれが本来の任務だろと思
うのです。そういう立場で対処をしていって
きたというのを申し上げて、最後にその決
意をやはり大臣にお聞きして終わりたいと思ひま
す。

○佐藤國務大臣 お答えします。

日本の防衛政策の中でOTHレーダーというも
のが必要であるかないかということは、防衛庁が
今検討している最中であると聞いております。し
たがつて、これが必要である、こういうことで周
波数の割り当てについての話があらば、これは
郵政省としては混信を避けるということを前提条
件にして許可しなければならぬ、こういうぐあ
いに考えております。

○佐藤(祐)委員 じゃ、終わりました。

○宮崎委員長 以上で本案に対する質疑は終局
いたしました。

午後零時三十八分休憩

この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十分開議

○宮崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

これより討論に入りますのでありますが、討論の
申し出がありませんので、直ちに採決に入ります
す。

電波法の一部を改正する法律案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮崎委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会
報告書の作成につきましては、委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○宮崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○宮崎委員長 次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○佐藤國務大臣 郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便貯金振興会の経営の活性化のため、その役員を選任が自主的に行われるようにする等により、その経営の自立化を図るとともに、郵便貯金事業の合理化、効率化の一環として郵便貯金の取り扱いに関する事務手続事項の省令委任を行うこと等関係規定の整備を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、郵便貯金振興会の役員である理事長及び監事の選任については、郵政大臣の任命を認可に改めることとしております。

第二に、郵便貯金振興会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として評議員会を置くこととしております。

第三に、その他郵便貯金の取り扱いに関する事務手続事項の省令委任を行うこと等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、郵便貯金振興会の評議員会の設置等に関する規定については公布の日から三月を経過した日から、その他の規定については公布の日から起算して三月を経過した日からといたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○宮崎委員長 本案に対する質疑は後日に譲ります。

ます。

○宮崎委員長 次に、連合審査会開会申し入れに関する件についてお諮りいたします。

商工委員会に去る三月二十八日付託されました内閣提出、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案について、商工委員会に対し連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○宮崎委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会開会の日時等につきましては、商工委員長と協議の上決定いたしますので、御了承願いたいと存じます。

次回は、来る四月九日水曜日午前九時五十分理事會、十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「貯金原簿所管庁又は郵便局は」を「郵政省は、省令の定めるところにより」に改め、「預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより」を削り、同条第二項中「貯金原簿所管庁又は郵便局」を「郵政省」に、「但書」を「ただし書」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十九条第一項中「払戻しがなく、且つ、利子の記入若しくは貯金の現在高の確認」を「払戻しがなく、かつ、通帳等の再交付」に改める。

第二章中第三十一条の次に次の一条を加える。

するものほか、預入、払戻し、預金者に対する貸付けその他の郵便貯金の取扱に必要事項は、省令で定める。

第三十二条中「預入金額は」の下に「省令の定める場合を除いて」を加える。

第三十三条中「郵便局又は貯金原簿所管庁において」を削る。

第三十七条の見出しを「(払戻金の払渡し)」に改め、同条第一項を次のように改める。

通常郵便貯金の払戻金の払渡しは、省令の定める場合を除いて、通帳の提示を受け、又は貯金原簿所管庁の発行する払戻証書と引換えに行う。

第五十五条の見出しを「(払戻金の払渡し)」に改め、同条第一項を次のように改める。

定額郵便貯金の払戻金の払渡しは、省令の定める場合を除いて、貯金証書又は貯金原簿所管庁の発行する払戻証書と引換えに行う。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

第六十三条の四中「第四十八条並びに第六十一条」を「並びに第四十八条」に改める。

第六十八条を次のように改める。

第六十八条 削除

第七十八条第二項中「第八十四条第一項の規定によりそれぞれ理事長及び監事に任命された」を「それぞれ理事長及び監事として選任され、第八十二条第二項の規定による郵政大臣の認可を受けた」に改める。

第八十一条第五号中「役員」を「役員の定数、選任方法その他役員」に改め、同条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 評議員会に関する事項

第八十二条中「理事長一人、理事三人以内及び監事一人」を「理事長一人、理事三人以内及び役員に次の一項を加える。

役員は、郵政大臣の認可を受けなければならない。

その効力を生じない。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条(評議員会) 振興会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

評議員会は、評議員二十人以内で組織する。評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、郵政大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第八十四条の次に次の一条を加える。

第八十四条の二(職員任命) 振興会の職員は、理事長が任命する。

第八十五条第一項中「郵政大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」を「郵政大臣は、」に、「その役員を解任する」を「振興会に対し、その役員を解任すべき旨を命ずる」に改め、同条第二項を次のように改める。

郵政大臣は、振興会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

第九十条中「事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に改める。

第九十一条第一項中「提出して、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十八条第二項、第八十一条、第八十二条、第八十四条及び第八十五条の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に郵便貯金振興会の役員である者は、同規定による改正後の規定に基づき選任され、郵政大臣の認可を受けたものとみなす。この場合において、これらの者の任期は、改正前の役員としての任期の残存期間とする。

理由

郵便貯金振興会の経営の活性化のため、その役員を選任が自主的に行われるようにする等により

り、その経営の自立化を図るとともに、郵便貯金業務の総合機械化の進展等に伴い関係規定の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通信委員会議録第二号中正誤

ハシ 段行 誤

六二末三 御検討

三三六 共倒れ

正

御健闘
共倒れ

昭和六十一年四月十日印刷

昭和六十一年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F